

最高人民法院・最高人民検察院
「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の
若干問題に関する解釈（三）（意見募集稿）」意見募集表

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
<p>第五条</p>	<p>「刑法第二百十九条に規定する行為の実施により生じた損失額又は違法所得について、次の各号に掲げる方式で認定することができる。</p> <p>（一）不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、その開示、使用又は他人への使用許諾を行っていない場合、損失額は当該営業秘密の合理的な使用許諾料に基づいて確定することができる。</p> <p>（二）不正手段で権利者の営業秘密を取得した後に、その開示、使用又は他人への使用許諾を行った場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。当該損失額が営業秘密の合理的な使用許諾料より低い場合、合理的な使用許諾料に基づいて確定することができる。</p> <p>（三）取り決め、権利者の営業秘密保持の関連要求に違反し、自分が把握している営業秘密を開示、使用又は他人にその使用を許諾した場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。</p> <p>（四）営業秘密が不正手段により取得されたものか又は取り決め、権利者の営業秘密保持の関連要求に違反して開示、使用又は他人へ使用を許諾されたものであることを知りながらも、それを取得、開示、使用又は他人へ許諾開示したことにより生じた損失額は、権利者が権利を侵害されたことによ</p>	<p>（四）の表現を（一）～（三）に、（五）の表現を（一）～（四）に、それぞれ合わせるべきである。</p> <p>（五）において、違法所得と認定される財物は、不正に取得されたものに限定されるべきである。</p>

	<p>り生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。</p> <p>(五) 営業秘密を開示、使用又は他人にそ の使用を許諾することにより不正に取得した財物又はその他の財産上の利益は、違法所得と認定しなければならない。</p> <p>前項第二号、第三号、第四号に規定する権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失は、権利者が権利を侵害されたことにより生じた販売量減少の総数に、権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。販売量減少の総数が確定できない場合、侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。権利者の一製品あたりの合理的な利益損失額が確定できない場合、侵害製品の販売量に侵害製品 1 個あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	
<p>第七条</p>	<p>「営業秘密侵害行為により営業秘密が既に公衆に知られたか又は破壊された場合、当該営業秘密の商業的価値に基づいて損失額を確定することができる。営業秘密の商業的価値は、<u>当該営業秘密に関する研究開発、販売、管理等</u>のコスト、当該営業秘密の実施による収益等の要素を総合的に考慮した上で確定することができる。」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>営業秘密の商業的価値は、研究開発コストのみに基づき確定されるものではなく、その営業秘密に関する販売コストや管理コストも含まれるべきである。</p> <p>また、研究開発コストは、問題となっている営業秘密に関するコストに限定されるべきである。</p>
<p>第十五条</p>	<p>「知的財産権侵害の犯罪について、犯罪による違法所得金額、不法経営額、権利者に与えた損失額、<u>権利侵害品又は模倣品の数量</u>及び社会的危害等の情状を総合的に考慮した上で、法により罰金に処しなければなら</p>	<p>「権利侵害模倣品」は範囲が不明瞭であり、権利侵害品および模倣品を対象にしていることを明確にすべきである。</p>

	ない。（以下略）」 ※上記の様に修正。	
--	----------------------------	--

（紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。）